明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（六）　二
〔告　示〕
○保険業法第百三十二条第一項の規定により保険会社に業務の一部の停止を命じた件（金融庁五）　五
○保安林の指定をする件　六
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産一二〇～一二三）　六
○産業標準化法第四十二条第一項の登録の更新をした認証機関の件（経済産業一一）　七
○高速自動車国道に関する件（国土交通一六～一八）　七
○海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示（海上保安庁六）　七
○道路に関する件（関東地方整備局一四～二一）　八
○道路に関する件（中国地方整備局五、六）　九
○道路に関する件（四国地方整備局二～四）　一〇
〔国会事項〕
内閣　宮内庁　一二
〔人事異動〕
諸事項　一二
〔叙位・叙勲〕　一二
〔皇室事項〕　一二
〔公　告〕
官庁
財団、金融商品取引業者営業保証金取戻し関係　一三
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一三
特殊法人等
厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　一三〇
会社その他

## 本号で公布された法令のあらまし

**◇絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第六号）（環境省）

1　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「法」という。）第四条第三項の政令で定める国内希少野生動植物種として、オリイコキクガシラコウモリ等を追加することとした。（別表第一関係）

2　法第六条第二項第四号の政令で定める採取等を規制する卵及び種子として、１の種のうちクロツラヘラサギ等の卵及びハナナズナ等の種子を追加することとした。（第二条関係）

3　法第四条第五項の政令で定める特定第一種国内希少野生動植物種として、１の種のうちヒュウガヒロハテンナンショウ等を追加することとした。（別表第三関係）

4　法第四条第六項の政令で定める特定第二種国内希少野生動植物種として、１の種のうちトウキョウサンショウウオ等を指定することとした。（別表第四関係）

5　その他所要の規定の整備を行うこととした。

6　この政令は、令和二年二月一〇日から施行することとした。ただし、５の一部は公布の日から施行することとした。